

高槻市保有死者情報の開示に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の機関が保有する死者情報の開示に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 死者情報 死者に関する情報であつて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項各号のいずれかに該当するものをいう。
- (2) 保有死者情報 高槻市情報公開条例（平成15年高槻市条例第18号）第2条第2号に規定する公文書に記録されている死者情報をいう。
- (3) 市の機関 高槻市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年高槻市条例第28号）第2条に規定する市の機関をいう。

(死者情報の取扱い)

第3条 市の機関は、遺族の権利利益を侵害しないよう慎重に配慮して死者情報を取り扱うものとする。

(開示申出をすることができる者及び情報)

第4条 次の各号に掲げる者は、市の機関に対し、当該市の機関の保有する当該各号に定める情報（保有死者情報に限る。）の開示の申出をすることができる。

- (1) 死者である被相続人から財産又は損害賠償請求権等を相続した者 当該財産又は損害賠償請求権等に関する情報
- (2) 死者の情報が自身の近親者固有の慰謝料請求権その他の権利の情報にもなっている者 当該情報
- (3) 未成年者の死者の法定代理人であつた者 当該死者に関する情報
- (4) 死者の死亡の当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）、子、父母及び兄弟姉妹 当該死者の医療、看護、介護、事件、事故その他これらに類する情報

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は前項に規定する者（以下「開示申出者本人」という。）の委任による代理人（以下「代理人」という。）は、同項の規定による申出をしようとする者に代わって当該申出をす

ることができる。

(開示申出の手続)

第5条 前条第1項又は第2項の規定による申出（以下「開示申出」という。

）は、保有死者情報開示申出書（様式第1号）を市の機関に提出してしなければならない。この場合において、開示申出をする者は、次に掲げる書類等を提示し、又は提出しなければならない。

- (1) 開示申出者本人が当該開示申出に関し前条第1項各号に掲げる者であることを示す書類
- (2) 前条第2項の規定による申出にあっては、開示申出者本人の代理人であることを示す書類
- (3) 開示申出をする者に係る本人確認資料

2 市の機関は、前項の規定により提出された保有死者情報開示申出書に形式上の不備があると認めるときは、開示申出をした者（以下「開示申出者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(開示の範囲)

第6条 市の機関は、開示申出があったときは、開示申出に係る保有死者情報に次に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示申出者に対し、当該保有死者情報を開示するものとする。

- (1) 開示申出関係者（開示申出に係る死者及び開示申出者（第4条第2項の規定により代理人が開示申出者本人に代わって開示申出をする場合にあっては、当該開示申出者本人）をいう。以下同じ。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示申出関係者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示申出関係者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号（法第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）が含まれるもの又は開示申出関係者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示申出関係者以外個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示申出関係者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（法第 78 条第 2 号ハに規定する公務員等をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (2) 法人等（法第 78 条第 1 項第 3 号に規定する法人等をいう。以下この号において同じ。）に関する情報又は開示申出関係者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 法第 2 条第 1 1 項に規定する行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (3) 市の機関並びに国の機関、法第 2 条第 9 項に規定する独立行政法人等、他の地方公共団体及び同条第 10 項に規定する地方独立行政法人（次号において「国の機関等」という。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (4) 市の機関又は国の機関等が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国の機関等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市が経営する企業、法第2条第9項に規定する独立行政法人等、他の地方公共団体が経営する企業又は同条第10項に規定する地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(5) 開示申出者に保有死者情報を開示することにより、開示申出に係る死者の尊厳を害するおそれがある情報

(部分開示)

第7条 市の機関は、開示申出に係る保有死者情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示申出者に対し、当該部分を除いた部分につき開示するものとする。

2 開示申出に係る保有死者情報に前条第1号の情報（開示申出関係者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示申出関係者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示申出関係者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(保有死者情報の存否に関する情報)

第8条 開示申出に対し、当該開示申出に係る保有死者情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、市の機関は、当該保有死者情報の存否を明らかにしないで回答することができる。

(開示申出に対する措置)

第9条 市の機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示申出者に対し、保有死者情報開示申出回答書（様式第2号）により回答するものとする。

- (1) 開示申出に係る保有死者情報の全部又は一部を開示する場合
- (2) 開示申出に係る保有死者情報の全部を開示しない場合
- (3) 開示申出に係る保有死者情報を保有していない場合
- (4) 前条の規定により存否を明らかにしない場合

(開示申出に対する回答の期限)

第10条 前条の規定による回答は、開示申出があった日から15日以内にするものとする。ただし、第5条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、開示申出者に対し、遅滞なく、回答期間延長通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(開示申出に対する回答の期限の特例)

第11条 開示申出に係る保有死者情報が著しく大量である場合又は災害その他やむを得ない理由がある場合であって、前条第1項に規定する期間に同条第2項に規定する日数を加えた期間内にその全てについて開示申出に対する回答をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるときには、同条の規定にかかわらず、市の機関は、開示申出に係る保有死者情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示申出に対する回答をし、残りの保有死者情報については相当の期間内に当該回答をすれば足りる。この場合において、市の機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示申出者に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有死者情報について開示の回答をする期限

(開示の実施)

第12条 保有死者情報の開示は、法第87条第1項及び第88条の規定の例により行うものとする。

2 保有死者情報の開示は、高槻市情報公開条例第3条第3項の規定による情報の提供として行うものとする。

(委任)

第13条 この要綱の実施に関し必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、令和6年12月2日から実施する。

2 この要綱の実施の際、現に改正前の高槻市保有死者情報の開示に関する要綱の規定により提出されている申出書は、改正後の高槻市保有死者情報の開

示に関する要綱の規定により提出された申出書とみなす。

様式第 1 号 (第 5 条関係)

保有死者情報開示申出書

令和 年 月 日

(宛先) 高槻市長

住所

氏名

申出者

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、
その名称及び代表者の氏名 〕

電話

高槻市保有死者情報の開示に関する要綱第４条第１項又は第２項の規定により、次のとおり保有死者情報の開示を申し出ます。

求める開示の実施方法	☐ 閲覧 ☐ 写しの交付 ☐ 写しの郵送 ☐ その他（ ）
申出に係る保有死者情報 （具体的に特定してください。）	
死者と開示申出者本人の関係書類	☐ 戸籍謄本 ☐ その他（ ）
申出者の区分	☐ 開示申出者本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
申出者本人確認書類	＜１点目＞ ☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード ☐ その他（ ） ＜２点目（郵送による申出の場合のみ）＞ ※申出日前30日以内に作成されたもの、かつ、１点目は異なるものに限ります。 ☐ 住民票の写し（コピー不可） ☐ その他（ ）
開示申出者本人の状況等 （法定代理人又は任意代理人による申出の場合のみ記載してください。）	＜開示申出者本人の状況＞ 開示申出者本人の氏名（ ） 開示申出者本人の住所（ ） ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人等 ☐ 任意代理人委任者 ＜代理権確認書類＞ 法定代理人：次のいずれかの書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ） 任意代理人：委任状

様式第 2 号（第 9 条関係）

高 第 号
令和 年 月 日

様

高槻市長

保有死者情報開示申出回答書

令和 年 月 日付けで開示申出のあった保有死者情報については、高槻市保有死者情報の開示に関する要綱第 9 条の規定により、次のとおり回答します。

開 示 区 分	☐ 全部開示 ☐ 部分開示 ☐ 不開示 ☐ 不存在 ☐ 存否応答拒否
開 示 申 出 の 内 容	
開 示 す る 保 有 死 者 情 報	
不開示・不存在・ 存否応答拒否の理 由（部分開示の場 合には、不開示の 部分を含む。）	
開示の実施方法等	<開示の実施方法> ☐ 閲覧 ☐ 写しの交付 ☐ 写しの郵送 <開示の期間及び場所> 期間：令和 年 月 日以降 場所：
担当する室又は課	（電話 ）

様式第 3 号（第 1 0 条関係）

高 第 号
令和 年 月 日

様

高槻市長

回 答 期 間 延 長 通 知 書

令和 年 月 日付けで開示申出のあった保有死者情報については、高槻市保有死者情報の開示に関する要綱第 1 0 条の規定により、次のとおり回答の期限を延長することとしましたので通知します。

開 示 申 出 の 内 容	
延 長 後 の 期 限	令和 年 月 日
延 長 の 理 由	
担当する室又は課	(電話)